

破産管財人口座開設手数料の改定と 各種口座開設手数料の新設のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
このたび関西みらい銀行では、破産管財人口座開設手数料を下記の通り改定いたします。
あわせて事務負担等を考慮して、新規に開設する以下の口座について、口座開設手数料を新設いたします。
日頃よりご利用いただいておりますお客さまには大変ご迷惑をお掛けいたしますが、
今後もより一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い
申し上げます。

1. 破産管財人口座開設手数料の改定

(1) 改定日

2024年10月1日（火）

(2) 改定内容

(税込)

手数料	改定前	改定後
破産管財人口座開設手数料	11,000円	16,500円

2. 手数料の新設

(1) 新設日

2024年10月1日（火）

(2) 内容

対象口座	手数料
相続財産管理人 相続財産清算人 不在者財産管理人	口座開設1件あたり 16,500円（税込）

※当社の遺言信託・遺産整理業務に付随する口座については、手数料をいたしません。